

都立昭和高等学校

生徒心得

昭高生として自覚を持って行動し、自律的な生活を心がけよう。

1 通 学

1. 始業時刻は午前 8 時 40 分とし、予鈴は午前 8 時 35 分とする。従って予鈴時刻までには登校すること。
2. 自転車通学者は自転車保険に加入し、自転車を学年指定の区域に置くこと。(3 規律 12 参照)
3. オートバイ、自動車による通学は禁止する (認めない)。

2 身だしなみ

1. 標準服又は学校生活に適した服装で登校すること。
2. 式典等においては、標準服または標準服に準ずる服を着用すること。
3. 頭髪の加工は禁止する。
4. 化粧・ピアスなどの装飾品は禁止する。

3 規 律

1. 校内では礼儀を欠くことなく、お互いの人間性を尊重しあうよう心がける。
2. 校舎内は上履(所定のもの)を必ず使用し、履物の上下、体育館履の区別は厳しく守る。
3. 始業後、放課後までに許可なくして外出しないこと。外出の必要時は、外出届を持って担任または担当の先生に必ず申し出る。
4. 放課後は居残り届を提出していない生徒は、17 時までには下校すること。
5. 使用した場所・施設は、使用后清掃整頓してもとの状態に復しておく。
6. ホームルーム等で計画的に体育用具を使用したい時は、前もって体育科の先生に届け出て許可を受ける。日常使用する時は、利用者が所定のノートに記入して借り受ける。
7. 休日・休業中に登校したい者は、前もって届を出す。
8. ガラスその他校舎・施設・用具等破損もしくは紛失した時は、直ちに担任又は日直の先生を通じて経営企画室に届け出る。
9. すべて公共物は愛顧の精神をもって正しく使用する。
10. 清掃当番は分担区域の清掃を、誠意と責任をもって遂行する。
11. 学校内でのバンドの練習、演奏は許可された部・愛好会に限る。
12. 自転車は登録申請し、後輪泥除け部分にステッカーを貼る。学年指定の駐輪場に、必ず施錠して置く。また、自転車保険に加入し、交通事故等にあった場合は、必ず警察と学校に連絡する。
13. アルバイトは学校としては認めていません。必要がある場合は、保護者や担任と十分に相談すること。
14. 学校は勉強するところ。不要なものは持ち込まない。

昭和高校 SNS ルール

1. 面と向かって言えないことは投稿しない。
2. 写真や動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。
3. 「歩きスマホ」「ながらスマホ」はやめる。
4. 個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、身元の分かる画像を送ったりしない。
5. 世界中に発信しているという意識を常に持つ。